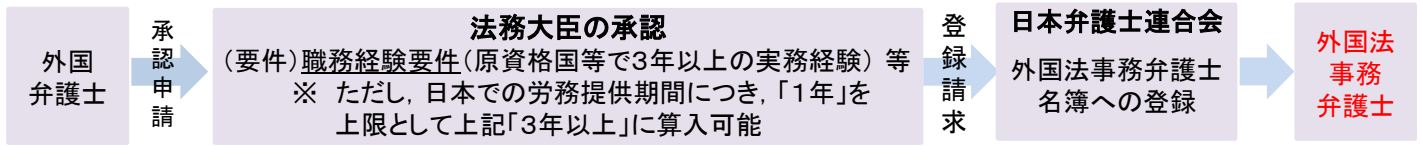


外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

令和2年5月
法務省大臣官房司法法制部

外弁制度の概要

〔外国法事務弁護士〕 **外国弁護士**が、一定の要件を満たした場合に、**外国法事務弁護士**として、国内で**外国法に関する法律事務等**を取り扱うことができる制度(S62 制度開始)



〔主な業務〕 ① **外国法に関する法律事務** ※裁判など日本法に関する法律事務の取扱いは不可
(例)外国企業との国際取引の代理、国際取引の契約書作成、海外進出企業への現地法制等に関するアドバイス等

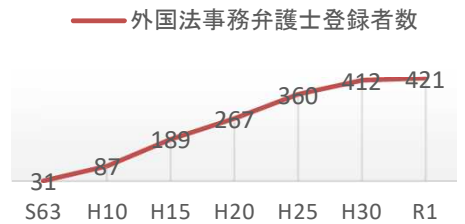
② **国際仲裁事件に関する事務**

〔現況〕 登録者数 421人(H31.4.1時点)

うち	原資格国別	米国221人	英国72人	中国44人
	国籍別	米国143人	日本83人	英国46人
	弁護士会別	東京三会392人	大阪 8人	愛知 5人

※弁護士と外国法事務弁護士等の共同事業(外国法共同事業)数 42

外国法共同事業に従事する弁護士・外国法事務弁護士 計940人(弁798人, 外142人)



改正の趣旨・必要性

○ 企業の国際取引の増加等に伴う**外国法サービスのニーズの拡大**

○ **国際仲裁の活性化**に向けた基盤整備の必要性

シンガポール(SIAC)約400件 香港(HKIAC)約260件 日本(JCAA)約10件

▶ **骨太の方針2019(R1.6.21閣議決定)**

「外国法事務弁護士制度の充実強化などの国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する。」

▶ **成長戦略フォローアップ(R1.6.21閣議決定)**

「国際仲裁の活性化に向けた速やかな外弁法改正を含む紛争解決基盤の整備を行い、日本企業の海外展開を後押しする。」

改正の内容

① **国際仲裁代理の範囲拡大・国際調停代理の規定整備**(2①, 5の3②, 58の2(改正法1条関係))

⇒ 当事者全部が国内に本店等がある場合でも、当事者や準拠法等について外国との一定の関連性がある場合には「**国際仲裁事件**」と扱うこととし、その代理を可能とする。

⇒ 「**国際調停事件**」(※)の規定を新設し、その代理を可能とする。

※ 事業者間の契約・取引紛争を対象

【新たに「国際仲裁事件」と扱う例】
日本国内



② **職務経歴要件の緩和**(10 II (改正法1条関係))

⇒ 職務経歴期間「3年以上」につき、日本での**労務提供期間の算入上限**を、現行の「1年」から「**2年**」に拡大する。

【現行】職務経歴期間3年, うち**労務提供期間1年算入可能**

2年・外国実務経歴 + 1年・労務提供 ⇒ 3年充足

【新】職務経歴期間3年, うち**労務提供期間2年算入可能**

1年・外国実務経歴 + 2年・労務提供 ⇒ 3年充足

③ **共同法人制度の導入**(68以下(改正法2条関係))

⇒ 弁護士及び外国法事務弁護士を社員とする**共同法人の設立を可能とする。**

【名称】弁護士・外国法事務弁護士共同法人

【社員】弁護士, 外国法事務弁護士

【業務】法律事務一般 ※外弁社員は、外国法法律事務等の業務執行のみ可



①・②の施行日: 令和2年8月29日, ③の施行日: 公布後2年6月の範囲内の政令で定める日

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応し、渉外的法律関係の一層の安定を図る等のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁事件及び国際調停事件の手続についての代理の規定を整備するとともに、外国法事務弁護士となるための職務経験要件を緩和し、あわせて弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人の設立を可能とする等の措置を講ずる。

第1 骨子

1 国際仲裁事件及び国際調停事件についての手続の代理の規定の整備

(1) 外国法事務弁護士等（外国法事務弁護士でない外国弁護士で、所定の要件を満たした者を含む。）が手続等を代理することができる「国際仲裁事件」の定義を拡大し、次のとおりとする。

ア 当事者の全部又は一部が外国に本店等を有する場合（発行済株式（議決権のあるもの）の総数の過半数を有する者等が外国に本店等を有する場合等も含む。）

イ 当事者が合意により定めた準拠法が日本法以外の法である場合

ウ 外国を仲裁地とする場合（日本国内で尋問手続を実施する場合等）

(2) 「国際調停事件」（当事者の全部が法人等の事業者である紛争に係る事件に限る。）であって、上記(1)ア及びイに当たるものの手続（民間事業者によって実施されるものに限る。）について、外国法事務弁護士等が代理することを可能とする。

2 職務経験要件の緩和

外国法事務弁護士となるための職務経験要件（外国弁護士の資格取得後3年以上の実務経験を要する）について、資格取得後に日本国内において弁護士等に雇用され、資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供は、通算して2年（現行法は1年）を限度として外国弁護士としての職務の経験とみなすものとする。

3 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設

弁護士及び外国法事務弁護士が社員となり法律事務を行うことを目的とする法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人）制度を創設し、次のとおり規定を整備する。

(1) 共同法人の業務の範囲は、法律事務一般とする。

(2) 弁護士である社員は法律事務一般につき、外国法事務弁護士である社員は外国法に関する法律事務等に限り、業務執行することができるものとする。

(3) 外国法事務弁護士である社員による権限外法律事務への不当関与禁止規定を設ける。

(4) 従たる事務所を設置することができる（弁護士である社員について原則常駐義務）。

(5) 上記のほか、共同法人制度の導入に伴い、弁護士法と同様の懲戒等の規定を設けるなど所要の規定を整備する。

4 その他

法律名称を一部改めるほか、弁護士法その他の関係法律の所要の規定の整備を行う。

第2 施行日

1 第1の1及び2 令和2年8月29日

2 第1の3 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日